

「皇産」としての瀋陽故宮

——旧盛京内務府所管清室財産をめぐる諸問題と張学良の関与——

大出 尚子

1. はじめに

中華民国成立後、清朝の「ラストエンペラー」・宣統帝溥儀が1924年に出宮するまで皇帝の居城であった紫禁城は、1925年に故宮博物院（以下、北京故宮）となり、また「龍興の地」で清朝時代には副都と定められた盛京⁽¹⁾の皇宮（現在の瀋陽故宮博物院。以下、瀋陽故宮）も、1926年に東三省博物館（籌辦処）が開設された。こうして2つの宮殿は、相次いで博物館施設として生まれ変わった。

筆者はこれまで「満洲国」⁽²⁾の博物館研究を進め⁽³⁾、その後は東三省博物館成立前史に遡りながら、瀋陽故宮史と故宮文物史をさらに追究していった。その過程で、旧盛京内務府が所管する清朝皇室の資産のうち、特に瀋陽の宮殿・「盛京三陵」と総称される中国東北の「宗廟陵寢」等の清室不動産＝「皇産」と、文物・書籍等の清室動産（以下、不動産・動産を含めて清室財産と総称）の管理・所有問題が、中華民国政府の懸案のひとつであったことに注目するに至った⁽⁴⁾。さらに近代中国東北史に目を向けると、それら旧清室財産が、張学良の率いる奉天軍閥や、満鉄をはじめとする列強の利権争奪の対象となっていき、それらの存在は「満洲国」期まで続く旧清室の財政基盤や清朝の遺産を継承する立場としての存在価値等にもまつわる關鍵問題であることに気付いたのである。

「皇産」とは、辛亥革命によって生み出された概念である。その存在は特に、江夏由樹氏による南満洲鉄道株式会社編纂（天海謙三郎筆）『満洲旧慣調査報告書前編ノ内皇産』（1915年）を利用した近代中国東北経済史研究で知られている。江夏氏は、同書1-2頁を根拠に、「皇産」としての旧清朝皇室の家産を、不動産のなかでも中国東北の官荘地（内務府官荘・盛京戸部官荘・盛京礼部官荘・盛京工部官荘）、三陵付属地等を示す用語としている⁽⁵⁾。そのような研究が進められてきたなかで、筆者は、瀋陽故宮を管理した「籌辦皇産事宜処」～「盛京内務府皇産事宜処」の組織名称から、瀋陽故宮の土地・宮殿も「皇産」に位置付けられていた事実新たに注目したいのである。

本稿ではまず、中華民国成立後の瀋陽故宮の位置付けを確認し、「清室優待条件」によって私産として認められた清室財産のうち、瀋陽の宮殿（清室不動産）および文物・書籍（清室動産）の保全を担った組織の変遷を整理する⁽⁶⁾。「満洲国」以前、中国東北において清室財産の管理・保全に関与した⁽⁷⁾のは、「清室側」・「中華民国側」・「中国東北在地有力者」（以下、「」を取る）の3つの立場に大別できるが、なかでも清室側と中国東北在地有力者の動向を追う。なお、議論の軸はあくまでも瀋陽故宮に置くが、張学良と清室財産との関係を述べるために、開設前後の北京故宮の変遷にも言及

する。

ところで、故宮博物院史関連の先行研究にみる問題点は、北京・台北両故宮に偏重した語り方にあると考える。それは、ジャーナリストである後藤多聞氏や野嶋剛氏が用いた「ふたつの故宮」⁽⁸⁾という言葉に顕著にあらわれている。近年故宮博物院史は、専門書が相次いで刊行されており、呉十洲氏が『紫禁城的黎明』（文物出版社、1998年）をもとに2018年に再整理した他⁽⁹⁾、日本でも学術的関心は高いが⁽¹⁰⁾、これらも北京・台北両故宮の歴史のみを扱ったものである。そもそも日本では瀋陽故宮の専論が少ない事実が示すように、瀋陽故宮史は故宮博物院史の枠外に置かれ、重視されてこなかった。そこで筆者は、中華民国北京政府の内務部が1914～1915年に実施した、瀋陽故宮文物約11万4600点および文溯閣『四庫全書』・『古今圖書集成』の「運京」（紫禁城への運搬）に関して考察を深めた。そして、膨大なコレクションが「運京」されたことで、瀋陽故宮の文化的価値は著しく低下したことと、「運京」の過程で文溯閣『四庫全書』の欠失が生じたことから、中華民国政府が目論んだ清室財産保護は果たされなかったことを明らかにした⁽¹¹⁾。一方北京の紫禁城では、「運京」された瀋陽故宮文物を武英殿において収蔵展示する古物陳列所が1914年10月に開館し、さらに1925年10月には故宮博物院が成立し、以後発展していった。ここまでの研究から、故宮博物院史を論じる上で、北京・瀋陽両故宮が交差した歴史こそが、その後の明暗を分けたという意味でも象徴的かつ重要であると考えに至った。

そこで今後、従来の「ふたつの故宮」論に対し、瀋陽故宮を含む「三つの故宮」という視座から新たな故宮博物院史を構築していく。その目的を達成するために、宣統帝退位後の清室財産処理と行方という独自の関心のもとで瀋陽故宮史研究の深化を目指し、以後、清室財産問題から「ふたつの故宮」の歴史との接続を試みていく。

その序章として本稿では、清室財産問題の先行研究で意識されてこなかった張学良（1901-2001）と瀋陽故宮との関わり、動向と思想を探究する。張学良の事跡で代表的なのは、①東北易幟、②中原大戦の武装調停、③西安事変である。そして、張学良研究は彼の経歴から、①1920～1936年、②1937～50年代末、③1960年代～70年代末、④1980年代～逝去まで、の4段階に分かれている⁽¹²⁾。ただし筆者の関心は軍事・政治面で活躍し高い評価を得ている張学良⁽¹³⁾の事跡ではなく、中国東北の旧清室財産との関わりにあるため、研究対象と時期を限定して考察を進める。対象時期は、瀋陽故宮文物が北京故宮へ「運京」され、またそれらが瀋陽へ「運回」された後の1920～30年代とし、張学良と瀋陽故宮の宮殿や文物・書籍、特に文溯閣『四庫全書』との関わりについて論じ、そのことが瀋陽故宮史にいかなる意味をもつかを検討する。この作業を通じて、清末～「満洲国」の博物館研究と、膨大な研究蓄積のある張学良研究、ひいては近代中国東北史研究・中国近代史研究との接続を試みたい。

2. 旧盛京内務府所管清室財産のうち、不動産をめぐる諸問題——「皇産」としての瀋陽故宮——

盛京内務府は、盛京三旗包衣の政令および宮殿・陵寢・荘園に関する事項を司る機

関として、1644年に設置された⁽¹⁴⁾。1783年、盛京皇宮内に文溯閣が竣工すると、盛京内務府に「盛京内務府文溯閣」が設置され、主に『四庫全書』と『古今圖書集成』の収蔵管理を担った⁽¹⁵⁾。

1908年10月、盛京内務府に代わり、「奉天旗務司」（1909年に「奉天旗務処」と改称）に隷属する「盛京内務府辦事処」が、宮殿前の広儲司旧址に設立された。「盛京内務府辦事処」は、盛京皇宮と盛京三陵の保護・維持修理・所蔵品の管理等を担った⁽¹⁶⁾。

中華民国成立後の1912年2月12日付で公布された「清室優待条件」の第7条「大清皇帝は辞位後も、その従来から所有していた私有財産（原有之私産）は、中華民国が特別に保護する」に基づき、瀋陽故宮は盛京三陵とともに皇室の私産として、上述した「盛京内務府辦事処」、すなわち清室側の管理にそのまま属した⁽¹⁷⁾。ところが、北京政変後の1924年11月5日付で公布された「修正清室優待条件」の第5条で「清室の私産は完全なる享有に帰し民国政府は特別保護し其他一切の公産は民国政府の所有に帰すべし」と規定されると、瀋陽故宮に付随する各種財産は、中華民国側の所有するところとなった⁽¹⁸⁾。

翌1925年春、奉天省長公署⁽¹⁹⁾はこれまで清室側の「盛京内務府皇産事宜処」が管理していた宮殿および文物を接收した⁽²⁰⁾。そして1926年11月16日、旧盛京皇宮内に「東三省博物館籌備処」が設立された⁽²¹⁾。

以上が、瀋陽故宮の博物館化の過程である⁽²²⁾。

中華民国成立後、「清室優待条件」体制下から1924年の「修正清室優待条件」までの旧清室財産の行方に関し、北京故宮文物に対する中華民国側の保護策については、豊富な研究蓄積がある⁽²³⁾。そこで本稿では、先行研究では手薄であった清室側の、旧盛京内務府所管清室財産のうち、不動産に含まれる瀋陽故宮との関わりに焦点をあてたい。

瀋陽における清室財産の流出と、1914～1915年の「運京」にみられる大量の皇宮収蔵品の外部運搬により、盛京内務府の管理する瀋陽故宮の皇室事務は、清代に比べ大幅に減少した⁽²⁴⁾。さらに経費不足等の要因により、1914年7月、「盛京内務府辦事処」は宮殿内の警備を一律に廃止した⁽²⁵⁾。また1915年、「盛京内務府辦事処」は下部組織を改組し、これまで設置されていた各司を廃止して多数の人員を削減した。その結果、文書科・会計科・守衛科の3科のみで、科長3名・科員10名・守衛長1名・書記8名・兵役18名の計40名で構成され、辦事処の座辦・幫辦・会辦等が3科の責務を負った⁽²⁶⁾。1921年には「盛京内務府辦事処」を改称した「籌辦皇産事宜処」、そして1924年4月には「盛京内務府皇産事宜処」⁽²⁷⁾が、旧清室の建物・地産の管理以外に、主要な職責として瀋陽故宮の守衛・管理を担った。

上述した瀋陽故宮の管理組織の変遷は、瀋陽故宮史関連の書籍のなかでは、前出『盛京皇宮』の記述を参照・引用するかたちで必ず言及されてきたが⁽²⁸⁾、ここでは1921年あるいは1924年に出現した「籌辦皇産事宜処」「盛京内務府皇産事宜処」の名称に注目したい。

瀋陽故宮の管理組織名に、突如現れた「皇産」とは何か。江夏氏は『20世紀満洲

歴史事典』「皇産」の項の冒頭で、「辛亥革命後も旧清朝皇室の私有財産として認められた土地」と短く定義し、なかでも旧皇室の私有が認められた官荘地が「皇産」と総称されたとする⁽²⁹⁾。それでは、私有財産としてみとめられた土地に建てられた宮殿は「皇産」に含まれるのかを、さらに追究したい。『満洲旧慣調査報告書前編ノ内皇産』の報告書作成者である天海謙三郎は、「清室優待条件」にある——筆者注）原有の私産とは果たして何を指すかと普通に解釈すれば、旧清朝皇室の生活居住に供用された、あるいは愛玩貯蔵された宮殿・園囿・珍宝・重器・車馬・衣服等の動産不動産のみを指す⁽³⁰⁾と述べるも、天海は宮殿（＝瀋陽故宮）を「皇産」の定義には含んでいない。

なお、1924年までに幾度かの改組を経た内務府は、規模と権力が徐々に削減し、皇室管理機構の本来の作用は大きく失われていった⁽³¹⁾。そうした清室の権力弱体化を背景に行われた改組によって、瀋陽故宮の管理組織に「皇産」を冠する名が2度も付されたことは、興味深い事象と考える。

「皇産」には、どこまでの範囲の清室財産が含まれていたのか。この点については、議論の余地が多分にある。そもそも厳密な定義など存在せず、本稿でいう中華民国側・清室側に属する様々な立場の人間・機関が、その時々で何らかの思惑のもとに利用していた語彙であった可能性もある⁽³²⁾。それは、「皇産」を冠する組織の管轄下に置かれることで、「皇産としての瀋陽故宮」の位置付けがあえて可視化されたこと、それが行われた時期からもうかがえる。そこで筆者は、この事実を現時点で唯一の手がかりとしながら、従来、経済史で扱われてきた中国東北の「皇産」問題を瀋陽故宮史に応用することができるのではないかと、瀋陽故宮の前史を「皇産」問題の一部として位置付け直すことで、瀋陽故宮史だけでなく、近代中国東北史に新視角を提示することができるのではないかと考えた次第である。

具体的に（清室側の）誰が意図的に「皇産」の言葉を用いたのか。まずはこの点を今後の課題として、引き続き「皇産としての瀋陽故宮」について検討していきたい。

3. 旧盛京内務府所管清室財産のうち、動産をめぐる諸問題

次に、旧盛京内務府所管清室財産のうち、動産に含まれる文物・書籍をめぐる諸問題を取り上げる。瀋陽故宮史上、所蔵文物・書籍の保全に関わる重大な問題である「運京」（1914～1915年）については、本稿のはじめに概説し、また別稿にて詳述している⁽³³⁾。本章では、奉天省に接收された後の瀋陽故宮の文物・書籍（『四庫全書』）の管理・保全をめぐる生じた問題を、瀋陽（奉天）・北京の政局や、中国東北在地有力者の関わりとともに考察したい。

(1) 「清室善後会議」——『四庫全書』の「運回」と馮広民・張学良——

1925年6月、北京において「清室善後会議」が開催された。奉天省教育会長であった馮広民（1882-1954）⁽³⁴⁾は、会議に出席した際に紫禁城内の古物陳列所を参観した。そして保和殿に、1915年に「運京」された文溯閣『四庫全書』が部分的に陳列されているのを見た。当時北京の政局は、1924年11月に奉天軍が第二次奉直戦争に勝利

したことで、奉天軍が掌握していた。馮広民は、こうした機運に乗じて文溯閣『四庫全書』の「運回」（復運）を考えたのである。そして張学良ほか、北京や天津にいた奉天籍の要人である楊宇霆・莫德惠農商部代理総長と梁玉書古物陳列所会辦等に助力を求め、楊宇霆が代表となり当時の教育総長である章士釗に電報を送った。そのなかで馮広民は、文溯閣の所蔵本を「奉天省の旧蔵品は、元どおり奉天省の保存に帰すべきである（奉省旧物、仍歸奉省保存）」とした。また王永江奉天省長を代表として北京政府と交渉し、楊宇霆・莫德惠が間に入って斡旋し、閣議後に文溯閣『四庫全書』は奉天への「運回」を許されることとなった⁽³⁵⁾。

馮広民等の奔走により、1925年8月7日、文溯閣『四庫全書』3万6000冊および『古今圖書集成』5000冊の奉天への「運回」が実現した。「運回」は、張学良の瀋陽故宮文物保全への関与が見られた初の出来事としても注目できる。また、張学良という大きな助力があったからこそ「東三省文化界の一大盛事」⁽³⁶⁾が実現したといえよう。

1926年6月から9月にかけて、奉天省政府は文溯閣の整理と修繕を行った。同時に奉天省教育会の申請を経て、奉天省政府の同意を得て、奉天省議会・奉天省教育会・東北大学・奉天省教育庁・奉天市政公所等の機関に所属する人員からなる「奉天故宮博物院文溯閣『四庫全書』保管委員会」が成立し、奉天省政府と教育会主導のもとに管理されることとなった。1926年夏、馮広民は董衆・譚俊山等20数名と北京へ赴き、文溯閣『四庫全書』を底本とし、1年を費やして運搬時に遺失した16種72巻1991頁を補抄した。さらに馮広民は、文溯閣『四庫全書』の修繕事業を統率した⁽³⁷⁾。

以上の経緯により、「運京」された一部の瀋陽故宮文物が「運回」されるに至った。そもそも1915年の文溯閣『四庫全書』等の「運京」により、瀋陽故宮文物の一部は中華民国側による文物「保護」の名目で管理下に置かれ、1925年春には瀋陽の宮殿および文物は奉天省政府に接收されており、「運回」時には宮殿もすでに中華民国側に渡っていた。それでも、馮広民・張学良ら中国東北在地有力者の立場からすれば、中華民国側が主導した「運京」とは、中国東北から瀋陽故宮文物を切り離す「収奪」に他ならなかったため、宮殿の管理組織が中華民国側であったとしても、中国東北（特に瀋陽故宮）の文化的価値の維持という意味で、東北の地に奪回できたことが「一大盛事」だったのである。

以上のように、1915年から1925年にかけて中華民国側と中国東北在地有力者との間で「保護」と「収奪」、そして「奪回」が繰り返された文溯閣『四庫全書』であったが、満洲事変以降は参観が許されなくなった⁽³⁸⁾。そして後述するとおり、「日本側」の手中に渡るのであった。

(2) 張学良と瀋陽故宮——宮殿と文物・書籍との関わり——

前節で述べたとおり、張学良は馮広民の助力要請に応じ、瀋陽故宮文溯閣『四庫全書』と『古今圖書集成』の「運回」に関与した。ではその後、張学良は瀋陽故宮とどのように関わったのだろうか。張学良の事跡から、東三省博物館期の宮殿（旧清室不動産）と文物・書籍（動産）との関わりを時系列で追う。

張学良は、「奉天省の事跡・文物が日に日に水浸しになっていることが進んでいる」のを免れるために、文溯閣東院に奉天通志館を設立した。そして自ら総裁となり、1927年より翟文選・臧式毅・王樹楠・金毓黻等と『奉天通志』を主持編撰した。

1928年5月、奉天軍は、日本軍による山東出兵と済南事件の後に北京から総退却し、奉天に多数の軍隊が押し寄せたことで時局は緊迫した。5月20日、張作霖の帥府衛隊は東三省博物館に駐屯し、鳳凰楼等の諸宮を占領した。それにより、東三省博物館は籌辦事務の停滯を余儀なくされた。

1928年冬、奉天省長公署は駐屯部隊を移動させるよう軍方に交渉した。この時、東三省保安総司令として張作霖の東北地域政治権力を継承していた張学良は、速やかに軍隊を撤退させ、宮殿をすぐに博物館に明け渡した⁽³⁹⁾。その直後に張学良は、清室側の立場から長年にわたって清室財産保全に積極的に関わり、かつ自身の家庭教師であった金梁⁽⁴⁰⁾を招聘し、12月5日に東三省博物館籌備委員会委員長に任用した。

1928年12月15日、奉天省長公署の批准を経て、東三省博物館籌辦処を基礎とする歴史博物館・図書館として奉天博物院籌辦処が設置された。籌備委員長には金梁、籌備委員博物館長には仇玉珽、そして籌備委員の一員として馮広民が就任した⁽⁴¹⁾。

1928年12月29日、張学良は全国に東三省の易幟を宣言し、南京国民政府に帰属した⁽⁴²⁾。1929年1月4日、張学良は東北辺防軍司令長官となり、3月1日に奉天省は遼寧省へと省名を改称した⁽⁴³⁾。それに伴い、4月に奉天博物院籌備処は東三省博物館へ改称した。

1929年12月8日、東三省博物館の請求により、張学良が遼寧省政府に命じて、遼寧省政府が保存する文物を東三省博物館へ移管させた。1930年には張学良自ら東三省博物館へ「大周張渠墓誌」を寄贈した⁽⁴⁴⁾。なおこの「大周張渠墓誌」は、「満洲国」成立後の1932年6月20日、宮殿（当時は奉天故宮博物館）内の師善齋において開催された「古碑・墓誌・磚額展」に出品されている⁽⁴⁵⁾。

以上のように張学良は、東三省博物館とその文物が危機に晒されるたびに奉天省長公署～奉天省政府～遼寧省政府の要請に応じ、自身の軍事的立場を利用して宮殿と文物の保全に動いた。また張学良による金梁の東三省博物館籌備委員会委員長への登用は、瀋陽故宮博物館が歩む歴史がそれ以降、清朝復辟問題と深く関わるようになったという点で非常に重要な采配となった。

さて、張学良と文溯閣『四庫全書』の関わりは、再び影印計画としてみられた。1928年末に金梁が奉天省に招聘され、かつ博物館の籌辦期間中に『四庫全書』を選印しようと計画したのである。それを実行するため、文溯閣『四庫全書』校印館を設立して自ら総裁となり、創業費として20万円を支出した⁽⁴⁶⁾。

張学良が文溯閣『四庫全書』の影印出版を計画した目的は、「東方文化の発揚」⁽⁴⁷⁾であった。ところがその目的は、1923年3月に制定・公布された「対支文化事業特別会計法」に基づき、義和団事件の賠償金等を財源として日本の外務省文化事業部が管轄し、同時期に進められていた「東方文化事業」の名目でもあった。1926年11月19日の東方文化事業総委員会の第二回総会では、1923年時点で設立計画に挙がって

いた北京人文科学研究所の事業のひとつとして、『四庫全書』補遺続編の編纂を行うことを決議した。翌1927年10月28日に第三回総会が開催され、そのあと12月20日には日中の研究者19名を研究員とする北京人文科学研究所の成立会が開催された。成立会では「北京研究所暫行細則」が議定され、『四庫全書』の続修（補修）事業を主として進めていくとした⁽⁴⁸⁾。以上の動きは日本と北京を中心とする「文化事業」であるが、中国東北では満洲事変後、衛藤利夫満鉄奉天図書館長等が、焼失の危機にあった文溯閣『四庫全書』や『清朝実録』の保全を関東軍に進言した。それを受けた関東軍は、1932年4月に瀋陽故宮や東北大学・萃升書院所蔵の文献を接收整理し、6月18日、満洲国立奉天図書館を開館させた。図書館となった建物は、関東軍が逆産として接收した旧張学良邸であった⁽⁴⁹⁾。

こうして、張学良が抱いた「東方文化の発揚」という理念は、書籍の保全を名目として日本人主導で進められた「文化事業」にそのまま奪われた形となった。また、関東軍の関与のもとに設立された図書館内に文溯閣『四庫全書』が移置されたことにより、旧清室財産が清室側・中華民国側・中国東北在地有力者の3つの立場以外の「日本側」の手中に渡ったのであった。

(3) 張作霖・張学良と北京故宮

最後に、張学良は北京故宮とはどのような関係にあったのだろうか。1925年10月10日の北京故宮の開設前後数年間は、張作霖の関与も大きかったため、ここでは張作霖と張学良2人の動向を見ていきたい。なお、当時の章程や委員会名等が正式名称である故宮博物院を用いているため、混在を避けるために本節でも以下、北京故宮ではなく故宮博物院の名称を用いる。

1925年9月29日、清室善後委員会は、故宮博物院の開院日時と各章程の草案について議論した。そして「故宮博物院臨時組織大綱」「故宮博物院臨時董事会章程」「故宮博物院臨時理事会章程」が会議を通過した。「故宮博物院臨時董事会章程」には、臨時董事（役員）21名と臨時理事9名が記されているが、臨時董事の1人として張学良が名を列ねている⁽⁵⁰⁾。

1927年8月16日、張作霖は北京に入り、海陸軍大元帥に就任した後、國務會議で突然「清太廟・堂子の両処は、内務部壇廟管理处の保管に帰すべし」「前清の軍機処檔案で大高殿（＝大高玄殿）に存するは、國務院の保管に帰すべし」という2案を決議した。この時、故宮博物院側は張作霖の勢力に鑑み、故宮を保護するため、張作霖とは緩和の姿勢で対応することにした。そして、太廟・堂子を放棄することを決意し、大高玄殿の件は國務院と争った⁽⁵¹⁾。8月23日、大元帥府は、故宮博物院に詳細な調査と処理を要求した。沈瑞麟内務部総長・劉尚清農業部総長（後継は莫德惠）を派遣して査辦大員とし、故宮の暦年の保管状況を点検させた。その作業は、10月11日に完結した⁽⁵²⁾。9月3日、査辦大員と故宮博物院は合同調査の状況および整理辦法五項を張作霖に取りまとめ報告し、張作霖は内務部に指示して故宮博物院管理委員会に調査と実行を要求した⁽⁵³⁾。

1927年9月20日、張作霖が勢力を持つ國務會議により、故宮博物院管理委員会が成立した。國務會議は「故宮博物院管理委員会条例」を決議し、王士珍を委員長、王式通・袁金鎧を副委員長に招聘した。なお、この管理委員会は奉天軍閥の産物であるがゆえに、「奉方管理委員会」と称される。続いて10月1日、國務會議は故宮博物院管理委員会委員12名を招聘した。委員には張学良も名を列ねた⁽⁵⁴⁾。1928年10月8日、国民政府は「故宮博物院理事会条例」を公布した。理事会が推挙した理事10名のなかには、張学良が名を列ねた⁽⁵⁵⁾。その後1929年3月5日、国民政府は李煜瀛を故宮博物院の理事長に、易培基を院長に任命した。

以上のように、1925年10月の故宮博物院開院前後から1928年6月に張作霖が死去するまで、張学良は張作霖の命を受け、管理委員会の一員として故宮文物の保存を担う立場にいた。また1928年7月2日に東三省保安總司令に就任した張学良は、張作霖に代わる東三省の最高指導者となってからも、引き続き故宮博物院の理事の一員として中華民国側に協力する形をとっていたことが確認できる。

しかし、1932年の『東京朝日新聞』によると、張学良は故宮博物院文物の「盗売事件」を起こしたという。記事には、

「学良が盗み売の国宝時価一億元と評価 買人はアメリカの骨とう商 南京政府も騒ぎ出す」

東北失地回復の名の下に義勇軍や兵匪の操縦に大金をバラまいて居る学良は軍費不足に名を借りて窮余の一策として北平博物館の宝物を米国骨とう商に二束三文でたたき売ってしまったが、それで味を占めた彼は到頭東洋の宝庫といわれ世界の骨とう愛玩家の垂万丈の清朝の遺宝北平宮殿内の文華殿と武英殿にある天下の珍宝全部を盗み出し、既に二十個の大箱に荷造りして上海に発送準備中である、買主は有名な米国の骨とう商で時価一億元以上のものをたった二千万円で手にいれ既に代金は外国銀行を通じ学良に支払い済みとある、国民政府では汪兆銘一派の手で確証判明次第国宝盗犯罪として国法により学良捕縛の要求をなすものと伝えられ、民間でも東洋文化の結晶たる国宝を西洋人に売却するとは怪しからぬとて学良糾弾の声を挙げ、全支に一大センセーションをまき起こしている

とある⁽⁵⁶⁾。記事によれば、張学良が故宮博物院内の文華殿・武英殿の収蔵品を盗み出してアメリカ人骨董商に二束三文の値段で売り渡したことに對し、国民政府は張学良の捕縛に動く模様であること、民間でも張学良に対して糾弾の聲が挙がっているという。

ただしこの記事は、内容の真偽を種々の史料・傍証と照らし合わせて慎重に扱うべきである。その大きな理由は、張学良が「盗売事件」を起こしたとされる文華殿・武英殿には、熱河・瀋陽の宮殿から「運京」された文物が収蔵されており、本稿の論旨に深く関わるためである。記事内容が事実であるとすれば、張学良は旧瀋陽故宮文物が含まれている可能性のある故宮博物院文物を「盗売」したことになり、これまでしてきた瀋陽故宮文物への「保全」の態度とは全く正反対の態度で接したことになる。

同時期の故宮博物院をめぐるのは、1931年9月18日の満洲事変以降、南京国民政府が故宮博物院の文物を上海・南京へ疎開させる「南遷」の方針を固めていた。文物「南

遷」には反対意見も根強いなかで、南京国民政府と張学良の支持の下、最終的には社会的にも主流な意見となっていたという。そして1933年1月31日、故宮博物院理事会は正式に文物「南遷」を決定し、2月5日に第1回目の運搬が行われた。文物「南遷」に際しては、張学良が護衛にあたった⁽⁵⁷⁾。

ここで、張学良の瀋陽・北京両故宮所蔵文物に対する姿勢について考察を深めたい。1912年、父である張作霖が、瀋陽故宮内の東七間楼に収蔵されていた「霽紅小高瓶」「冬青釉帶蓋高罐」「冬青釉蒜頭口大腹瓶」等の磁器数点を、贈答品とする目的で北京へ持っていったことは知られている⁽⁵⁸⁾。だが、張学良が瀋陽故宮の収蔵品に対して同様の行動を取ったという記録は管見の限りで存在せず、むしろ先述したように自身の文物を寄贈するといった貢献の態度を示している。そのようななかで『東京朝日新聞』の内容が事実だとすると、この記事は、張学良の瀋陽・北京両故宮への態度が比較できる材料となる。すなわち、瀋陽故宮に対しては「保全」の姿勢を取り、北京故宮に対しては形式的には保護の立場に居ながら、実際には文物の流出に加担していたというものである。ただし、「盗売」した文物のなかに、旧瀋陽故宮文物が含まれるか否かは再度検証が必要となる。一方、傍証ではあるが、1932年9月時点でこの記事のとおり「学良糾弾の声」が挙がっていたならば、翌年から開始される文物「南遷」の護衛に張学良が充てられることは考え難い。

本稿は、まだ張学良研究に着手したばかりの段階で論を進めた。文物「南遷」前後の張学良と北京故宮に含まれる旧瀋陽故宮所蔵文物との関わりについては今後、他の史料から再び検証したい。

4. おわりに

中華民国成立後の「清室優待条件」体制下で清室の私産として認められ、清室側の「盛京内務府辦事処」に管理されていた瀋陽故宮は、改組により「籌辦皇産事宜処」、あるいは「盛京内務府皇産事宜処」といった「皇産」を冠する組織の管轄下に置かれることで、「皇産としての瀋陽故宮」の位置付けが可視化された。しかも、すでに清室および清室を支える内務府の権力が有名無実化していたなかで、あえて「皇産」という概念が瀋陽故宮に用いられたのであった。

清室財産の動産に含まれる瀋陽故宮文物や、特に文溯閣『四庫全書』に代表される書籍は、1915年から1925年にかけて中華民国側と中国東北在地有力者との間で「保護」・「収奪」、そして「奪回」の激しいやり取りが繰り返された。中国東北在地有力者である馮広民は、張学良の助力を得て、中国東北の文化的価値の高い旧清室財産を保全・維持・継承するため、中華民国側に「収奪」されたもののなかでも瀋陽故宮の象徴である文溯閣『四庫全書』の「運回」を成し遂げたのであった。そして、清室側・中華民国側・中国東北在地有力者による清室財産保全「保護」か「接収」かの動きは、溥儀を皇帝に推戴した「満洲国」でも続き、「満洲国」期には「日本側」も加わった。

本稿では、張学良と瀋陽故宮との関わりに着目した。張学良は、東三省博物館とその文物が危機に晒されるたびに、軍事的立場を利用して宮殿と文物の保全に動いた。

それだけでなく、「東方文化の発揚」を目的として文溯閣『四庫全書』の影印出版を計画した。文溯閣『四庫全書』校印館を設立して自ら総裁となり、また巨額の資金を提供するなど積極的な姿勢を示したが、実現には至らなかった。

瀋陽故宮史上の張学良は、中華民国期に宮殿が旧盛京内務府所管清室財産としての存続に関わる問題に晒されるなか、張作霖から継承した権力を利用し、幾度も危機を救った存在であった。張学良の事跡は、現在の瀋陽故宮史では、清室財産保全に寄与した偉業として刻まれている。ただし、北京故宮文物との関わりを見る限り、その評価は慎重になすべきだろう。

註

- (1) 現在の遼寧省の省都は、時代・時期によって盛京・奉天・瀋陽と名称を変えるが、本稿では以下、固有の名称以外では瀋陽と記す。
- (2) 本稿では、字義に鑑みて略字「州」ではなく「洲」を用い、煩を厭わずカギ括弧を付す。
- (3) 拙書『「満洲国」博物館事業の研究』汲古書院、2014年等。
- (4) 「故宮文物」への関心が高い研究潮流（李家俊編著『故宮文物南遷』四川大学出版社、2018年および張碧恵『中華民国と文物——国家建設に果たした近代文物事業の役割』早稲田大学出版部、2019年等）のなかで、故宮博物院成立史に直結するのは「古物」問題だが、『四庫全書』のような古籍と合わせて考察されるべきであること、さらに紫禁城内の宮中文物は「皇産」と呼ばれた「地産」（不動産）も含めた数ある皇室財産の中のごく一部でしかなく、清室財産の整理・保護の過程においては「地産」が「宝物」と同等に重視されていたという指摘は示唆に富む（吉開将人「宣統十六年の清室古物問題（1）——故宮博物院成立史の再検討——」『北海道大学文学研究科紀要』144、2014年、57頁および同「溥儀の悲憤——「宣統十六年」の紫禁城」『かなしむ人間——人文学で問う生き方』北海道大学出版会、2019年、136・160-161頁参照）。
- (5) 江夏由樹「満洲国の地籍整理事業について——「蒙地」と「皇産」の問題からみる——」『一橋大学研究年報 経済学研究』37、1996年、155・157-158頁参照。
- (6) 清室財産の不動産のうち、中華民国期から満洲国期までの「皇産としての宗廟陵寢」保全問題については、別稿にて論じる。
- (7) 「満洲国」期に設置された宮内府による清室財産管理・保全問題については、別稿にて論じる。
- (8) 後藤多聞『ふたつの故宮』〈上〉〈下〉日本放送出版協会、1999年および野嶋剛『ふたつの故宮博物院』新潮社、2011年。
- (9) 呉十洲『紫禁涅槃——從皇宮到故宮博物院』社会科学文献出版社、2018年。
- (10) 家永真幸『国宝の政治史——「中国」の故宮とパンダ』東京大学出版会、2017年および張碧恵『中華民国と文物——国家建設に果たした近代文物事業の役割』。
- (11) 拙稿「「満洲国」以前の瀋陽故宮と古物陳列所——瀋陽故宮文物の「運京」を中心に——」『史境』73、2017年。
- (12) 王海晨「張学良研究述論」張偉主編『20世紀遼寧史学』遼寧大学出版社、2001年、196-220頁参照。
- (13) 張作霖と比較し、高い評価を得ている張学良の功績は、共産党政権への貢献度によるものとの指摘がある（澁谷由里「張作霖政権の研究——「奉天文治派」からみた歴史的意義を中心に」平

- 成 9 (1997) 年度京都大学博士学位論文、4 頁参照。筆者も、張学良の事跡・人物像に対する評価は、資料および先行研究の真偽を検証しながら行っていく。
- (14) 白文煜主編『瀋陽故宮大辞典』遼寧大学出版社、2016 年、「盛京内務府」の項、164 頁参照。
- (15) 白文煜主編『瀋陽故宮大辞典』「盛京内務府文溯閣」の項、165 頁参照。
- (16) 都林布・李巨源ほか『宣統承德県志書 民国瀋陽県志 宣統新民府志 民国新民県志 民国遼中県志 (中国地方志集成 遼寧府県志輯 1)』(うち『(民国) 瀋陽県志』巻 1 地理、奉天作新印刷局印、民国 6 年鉛印本影印、40 頁) 鳳凰出版社、2006 年、80 頁および白文煜主編『瀋陽故宮大辞典』「盛京内務府辦事処」の項、165 頁参照。
- (17) 瀋陽故宮博物院『盛京皇宮』紫禁城出版社、1987 年、387 頁および瀋陽一宮両陵志編纂委員会編著『瀋陽故宮志』遼寧民族出版社、2006 年、26 頁参照。
- (18) 瀋陽故宮博物院『盛京皇宮』391 頁は、瀋陽故宮を「皇産」と記述する、管見の限りで唯一のものである。
- (19) 奉天省長公署は、民国奉天省の最高行政機関。1916 年 7 月 6 日、北京政府大總統令によって成立し、博物館の事項は教育科が管掌した。瀋陽故宮は幾度も東北陸軍・軍司令部・奉天省教育会等に借用あるいは占領されてきたが、その際は交渉を行った。1928 年 12 月 29 日の東北易幟後、奉天省政府に改称した。さらに 1929 年 3 月 1 日、奉天省が遼寧省に改められたことに伴い、遼寧省政府に改称した。(白文煜主編『瀋陽故宮大辞典』「奉天省長公署」「奉天省政府」の項、157 頁参照)。
- (20) 瀋陽故宮博物院『盛京皇宮』391 頁および瀋陽一宮両陵志編纂委員会編著『瀋陽故宮志』26 頁参照。
- (21) 瀋陽故宮博物院編『瀋陽故宮博物院院史展』瀋陽故宮博物院、2011 年、43 頁参照。瀋陽故宮博物院『盛京皇宮』386 頁には、「1912 年に中華民国が建国し 1926 年に東三省博物館が準備されこの間はちょうどよい時間であった。この 15 年は瀋陽故宮の歴史上比較的特殊な段階である。この時すでに民国時期ではあったが、盛京宮殿はなおも「皇室」の管理に属した(——筆者訳)」とある。実際に皇室の管理下にあったのは、1924 年(厳密に言えば、1925 年春の奉天省長公署による接收に伴い、「盛京内務府皇産事宜処」の管理下から離れるまで)である。
- (22) 東三省博物館成立過程の詳細は、拙書『「満洲国」博物館事業の研究』60-67 頁および拙稿「「満洲国」以前の瀋陽故宮と古物陳列所——瀋陽故宮文物の「運京」を中心に——」72-75 頁参照のこと。
- (23) 近年の成果として、前掲張碧恵『中華民国と文物——国家建設に果たした近代文物事業の役割』がある。
- (24) 武斌主編『清瀋陽故宮研究』遼寧大学出版社、2007 年、416 頁参照。
- (25) 「盛京内務府辦事処為裁撤宮内警衛并知会善後辦法等事移廂黃旗(中華民國三年七月二十一日)」楊豊陌・趙煥林・佟悦主編『盛京皇宮和関外三陵檔案』遼寧民族出版社、2003 年、199 頁参照。
- (26) 前掲註 16『(民国) 瀋陽県志』巻 1 地理、40 頁および瀋陽故宮博物院『盛京皇宮』387 頁および支運亭「瀋陽故宮百年史話」張偉主編『20 世紀遼寧史学』235-236 頁参照。
- (27) 「籌辦皇産事宜処」への改称を① 1921 年とする説(瀋陽故宮博物院『盛京皇宮』387 頁および瀋陽一宮両陵志編纂委員会編著『瀋陽故宮志』26 頁および瀋陽故宮博物院『瀋陽故宮博物院八十年』万卷出版公司、2006 年、9 頁および武斌主編『清瀋陽故宮研究』417 頁)と、② 1924 年 4 月とする説(白文煜主編『瀋陽故宮大辞典』「籌辦皇産事宜処」の項、170 頁)がある。①のうち、『清

- 瀋陽故宮研究』は『(民国) 瀋陽県志』巻1 地理、40 頁を参考文献に挙げている。だが前掲註16『(民国) 瀋陽県志』40 頁には「盛京内務府辦事処」の項目はあるが、「籌辦皇産事宜処」には一切触れられていない。『盛京皇宮』は『奉天省公署檔』を参考文献に挙げているが、筆者は未見である。そして1925年に奉天省に接收された際の組織名「盛京内務府皇産事宜処」への改称年については、いずれの研究にも記載が無い。本稿では、②白文煜主編『瀋陽故宮大辞典』「盛京内務府辦事処」の項、165 頁の記述と合わせ、1924 年4 月は「籌辦皇産事宜処」から「盛京内務府皇産事宜処」へ改称した年月とみなす。
- (28) 瀋陽故宮博物院『盛京皇宮』387-388 頁の文章とはほぼ同じものが掲載されている書籍に、支運亭「瀋陽故宮百年史話」235-236 頁および瀋陽一宮兩陵志編纂委員会編著『瀋陽故宮志』26 頁および瀋陽故宮博物院『瀋陽故宮博物院八十年』9 頁、武斌主編『清瀋陽故宮研究』417 頁がある。
- (29) 貴志俊彦・松重光浩・松村史紀編『20 世紀満洲歴史事典』吉川弘文館、2012 年、72 頁参照。
- (30) 南満洲鉄道株式会社編纂（天海謙三郎筆）『満洲旧慣調査報告書前編ノ内皇産』南満洲鉄道総務部事務局調査課、1915 年、1 頁（国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1879272>）参照。
- (31) 武斌主編『清瀋陽故宮研究』417 頁参照。
- (32) 「皇産」の定義について江夏氏より、このような趣旨のご意見をいただいた。筆者も、「皇産」とは土地のみを指すのではなく、少なくとも宮殿は管理組織名が示すように「皇産」に含まれると考える。
- (33) 拙稿「「満洲国」以前の瀋陽故宮と古物陳列所——瀋陽故宮文物の「運京」を中心に——」。
- (34) 馮広民は遼寧瀋陽の人で、1882 年生まれ。1914 年、国立北京高等師範学堂を卒業。以後は奉天兩級師範学堂理科教員、奉天女子師範学堂理科教員等を歴任し、1922 年、奉天省教育会長に任用される。1925 年7 月、臨時参政院参政、後に盤山県知事。1928 年、省立東北大学総務長・奉天省長公署諮議・西豊県長等を歴任。「満洲国」期には1933 年、錦県長、1934 年、錦州省民政庁長、1937 年民生部社会司長、1939 年北安省長に任用された（徐友春主編『民国人物大辞典 増補版（下）』河北人民出版社、2007 年、2058 頁参照）。
- (35) 拙稿「「満洲国」以前の瀋陽故宮と古物陳列所——瀋陽故宮文物の「運京」を中心に——」71 頁で既に述べたが、新たに白文煜主編『瀋陽故宮大辞典』「馮広民」の項、9 頁および「馮広民奉書回瀋」の項、81 頁を参照し、本稿の問題関心に沿って補足しながら文章も改めた。
- (36) 瀋陽故宮博物院『瀋陽故宮博物院八十年』25 頁。
- (37) 郝慶柏「奉天故宮の蔵書に就いて」『北窓』1 巻4 号、1939 年、62-63 頁および白文煜主編『瀋陽故宮大辞典』「馮広民」の項、9 頁および瀋陽故宮博物院『盛京皇宮』390 頁および瀋陽故宮博物院編『瀋陽故宮博物院院史展』34 頁参照。
- (38) 『奉天（昭和12年版）』南満洲鉄道株式会社鉄道総局營業局、1937 年、「宮殿」の項（頁番号無し）参照。
- (39) 瀋陽故宮博物院『瀋陽故宮博物院八十年』34 頁および支運亭「瀋陽故宮百年史話」241 頁および佟佳江編『民国職官年表外編（中華民国時期東北職官年表 偽満洲国職官年表）』中華書局、2011 年、19 頁参照。
- (40) 筆者による金梁研究の詳細は、拙稿「清室財産と清朝復辟——奉天故宮博物館の閉鎖をめぐる」

『世界の蒐集——アジアをめぐる博物館・博覧会・海外旅行』山川出版社、2014年（拙書『「満洲国」博物館事業の研究』所収）および拙稿「「満洲国」以前の瀋陽故宮と古物陳列所——瀋陽故宮文物の「運京」を中心に——」を参照のこと。

- (41) 東三省博物館編『博物館陳列古物冊』東三省博物館、1930年、29-30頁参照。
- (42) 張友坤・錢進・李学群編著『張学良年譜（修訂版）』社会科学文献出版社、2009年、234頁参照。
- (43) 張友坤・錢進・李学群編著『張学良年譜（修訂版）』237・250頁参照。
- (44) 白文煜主編『瀋陽故宮大辞典』「張学良」の項、27頁参照。
- (45) 瀋陽一宮兩陵志編纂委員会編著『瀋陽故宮志』297頁参照。
- (46) 白文煜主編『瀋陽故宮大辞典』「影印『四庫全書』」の項、142頁参照。なお、この動きは1928（昭和3）年12月27日付で、林久治在奉天総領事から田中義一外務大臣に宛ての書簡で日本に伝えられている（アジア歴史資料センター Ref.B05015911400「奉天文溯閣四庫全書複写ニ関スル件」外務省外交史料館 H 門 6 類「東方文化学院関係／続修四庫全書編纂事務関係 第一巻」参照）。
- (47) 白文煜主編『瀋陽故宮大辞典』「影印『四庫全書』」の項、142頁参照。
- (48) 「東方文化事業」は、日中の研究者による共同運営の形式を取るも、中国側からは日本の「文化侵略」とであると批判された。『四庫全書』は編纂以来、いくつも問題点を抱えていたため、中国側の学者にとって補正、続修事業は歴史的意義を有すると考えられていた。だが、規模が壮大すぎたため挫折していた。北京人文科学研究所は、書籍の巻首の解説にあたる「提要」、すなわち『続修四庫全書提要』の編纂事業を進めたが、終戦まで完結しなかった（阿部洋『「対支文化事業」の研究』i・12-13・301・306-311頁および山根幸夫『東方文化事業の歴史——昭和前期における日中文化交流』汲古書院、2005年、196頁参照）。
- (49) 岡村敬二『日満文化協会の歴史——草創期を中心に』（私家本）、2006年、30頁参照。
- (50) 朱鴻文主編『故宮博物院九十年』故宮出版社、2018年、35頁および吳十洲『紫禁涅槃——從皇宮到故宮博物院』198頁参照。
- (51) 朱鴻文主編『故宮博物院九十年』40頁参照。
- (52) 朱鴻文主編『故宮博物院九十年』40頁参照。
- (53) 朱鴻文主編『故宮博物院九十年』40頁参照。
- (54) 朱鴻文主編『故宮博物院九十年』40・329頁参照。
- (55) 朱鴻文主編『故宮博物院九十年』44・329頁参照。
- (56) 神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫『東京朝日新聞』1932年9月6日（外交118-030）。
- (57) 吳十洲『紫禁涅槃——從皇宮到故宮博物院』282頁および李家俊編著『故宮文物南遷』3-5頁および「南遷」の定義は同書159頁参照。
- (58) 周維新「盛京皇宮藏品于民国時期的移徙」『瀋陽故宮博物院院刊』11、2011年、356頁参照。

付記 本稿は、2020年度三島海雲記念財団学術研究奨励金（個人研究奨励金）による成果の一部である。

（おおいで しょうこ：筑波大学大学院博士課程修了）